

状〔C〕

覚

上野国伊香保近郷の樵夫・草かり・耕作人之外一切不可通、
いかほ湯入に(粉)まきれ通る事可有之間、女井手負、其外不審な
る者、すぐに不通拔様に、「湯へ入候時、泊候所迄送届、其在所
之者ニ」可相断、若此旨令違背、往還之輩、狼相通にをひて
は、たとひ後日ニ聞之候共、其一在所之者曲事ニ可被仰付、
通り候者をとらへ差上候ハ、其人により「御褒美之高下有之
而、急度可被下之、自然、礼物を出し可相通」与「申族あら
は、捕置可申上、金銀米錢」何にても其約束之一倍可被下之
旨候、右之趣、領中堅可被申付者也

寛永八年九月廿一日

出羽守(森川重俊) (花押)

丹後守(稲葉正勝) (花押)

大藏少輔(青山幸成) (花押)

伊賀守(内藤忠重) (花押)

信濃守(永井尚政) (花押)

讃岐守(酒井忠勝) (花押)

大炊頭(土井利勝) (花押)

雅楽頭(酒井忠世) (花押)

井伊兵部少輔殿